

基本計画

平成25年度－平成34年度
2013-2022

第2部 各論

- 第1章 安全で快適に暮らせるまち
- 第2章 自然と共生し環境にやさしいまち
- 第3章 次代を担う子どもをみんなで育むまち
- 第4章 文化・交流活動がいきづくまち
- 第5章 みんなが元気で健康なまち
- 第6章 福祉が充実したまち
- 第7章 活気ある産業で雇用が生まれるまち
- 第8章 都市基盤が整う魅力あるまち
- 第9章 みんなが参画し協働するまち
- 第10章 持続的な行財政運営ができるまち

1 防災・消防

【現状と課題】

東日本大震災の発生後、地震をはじめとする自然災害等からの安全性の確保に対する、市民の意識がより一層高まっており、防災・消防体制の強化が大きな課題となっています。

東日本大震災では、防災機関自体の被災により、活動能力が著しく低下する問題が浮き彫りとなり、市民が自らの命を守る「自助」、地域の住民がお互いに助け合って地域の安全を確保する「共助」による地域の防災力向上の必要性が再認識されました。

平成24(2012)年に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」における、立川断層帯地震による青梅市の被害の規模は、今までの多摩直下地震の被害想定に比べ最大震度7の地域が出るとともに、避難者数が約3倍になるなど、過去の被害想定から大幅に見直されています。

新たな被害想定や風水害などのあらゆる災害危機に対する減災対策、避難体制・情報連絡体制の確立や新型インフルエンザの流行などの新たな危機への対応が課題となっています。

また、自治会加入率低下に伴う地域コミュニティの減退が進んでいることから、地域の防災体制の要である自主防災組織や、高齢者および障害者といった災害時要援護者の地域支援体制の強化が新たな課題となっています。

本市では、これまで「青梅市地域防災計画」にもとづき、防災体制の強化に努めてきましたが、今後はより一層、行政、防災関連機関、市民が一体となった総合的な防災体制を確立していく必要があります。

消防体制は、常備消防として、東京消防庁の青梅消防署、日向和田出張所、長淵出張所が設置されているほか、非常備消防として、消防団(8個分団)が組織されており、互いに連携しながら防火・防災に努めています。

しかし、消防・救急活動に対する市民ニーズが高度・多様化してきているほか、消防団員の確保が困難になってきており、これらへの対応が課題となっています。

このため、常備消防・救急体制の充実を進める一方、新たな消防団員制度の導入や事業所への働き掛けを行うなど地域の消防力を担う消防団の強化対策を推進するとともに、消防施設・設備の整備充実を進めていく必要があります。

【基本方針】

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災などの大規模な自然災害を教訓に、地震や土砂災害をはじめ、あらゆる災害から市民の生命、身体および財産を守るため、「青梅市地域防災計画」の抜本的な見直しを行います。

市民が安全な生活を送れるよう、防災体制・消防体制の強化、救急・救助体制の充実を図ります。

また、市民や企業等に対して自助・共助・公助の役割認識の浸透や防災意識の向上、耐震化の促進等を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

【基本施策】

(1) 危機管理体制の整備

本市の防災対策・災害対応の総合的かつ基本的な計画となる「青梅市地域防災計画」については、「首都直下地震等による東京の被害想定」や「東京都地域防災計画」等にもとづき抜本的な見直しを行います。

見直し後の「青梅市地域防災計画」や新たに策定した「青梅市業務継続計画」等にもとづき、市および防災関係機関、市民が一体となった総合的な防災・危機管理体制を確立し、あらゆる災害、新たな危機に対し、適切な対応を図ります。

風水害に対しては、適切な避難行動ができるよう、地域の特性に即した避難計画等を定め、実践的な土砂災害に対する避難訓練や水防訓練により避難体制を確立します。

また、「青梅市国民保護計画」にもとづき武力攻撃等からの保護対策の推進を図ります。

(2) 災害応急対策の充実

新たな被害想定による避難者に対応した、避難所・備蓄倉庫・備蓄品の見直しを行い、災害発生時の避難者や長期的な避難者に対応できる避難所を確保するとともに、避難所運営体制の確立を図ります。

また、地域の社会福祉施設との協定等により、二次避難所※の充実を図ります。

関連自治体との災害協定等による被災地への支援体制や本市が被災した場合の支援受け入れ体制の整備を進めるほか、被災者の受入れ等に対応する施設の確保や帰宅困難者対策の推進に努めます。

※二次避難所：災害等により、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設のこと。

(3) 消防体制の充実

消防団の重要性等に関して市民への意識啓発を図りながら、「消防団組織等検討懇談会」の報告を踏まえ、団員確保のため、新たな消防団員制度の導入など対策を強化するとともに、訓練・福利厚生の充実など消防団活性化対策を推進します。

また、消防設備や消防水利の計画的な整備を進めます。

東京都と連携し消防・救急・救助などの常備消防体制の強化を図るとともに、青梅消防署の新たな出張所の設置や救急車の増配置などを東京都に働き掛けます。



消防団ポンプ操法

(4) 市民の防災意識高揚に向けた取組の強化

「地区防災計画」を策定するとともに、自主防災組織の強化や災害時要援護者支援※体制の充実、近隣住民の安否確認、避難路・避難場所・避難所の周知徹底など各地区の状況に合わせた地域防災力の向上を図ります。

また、市民の防災意識の高揚に向けた広報・啓発活動の推進や実践的な総合防災訓練の実施を図るとともに、自主防災組織の強化や防災リーダーの育成を進め、地域防災の基本となる自助・共助の精神にもとづいた地域における防災体制の確立に努めます。

さらに、防災ハンドブック、土砂災害や洪水に関するハザードマップ※などによる防災知識の普及・啓発をはじめ、耐震改修の促進、家具転倒防止器具への助成、避難時持ち出し用品の準備など市民自らの減災行動を奨励します。

(5) 災害に強いまちづくり

自然環境の保護・保全に配慮しつつ、森林や河川の保全・整備を図るとともに、必要に応じて国や東京都に整備を要請します。

電気、水道などのライフラインについては、地震等の災害に対する予防策、災害等発生時の応急対応、迅速な復旧体制などについて関係機関との調整を図ります。

市民センター施設や下水道施設、道路や橋りょうなど公共施設の耐震化および老朽化への対応を計画的に図ります。

また、緊急輸送道路※の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化の促進を図ります。

防災行政無線については、デジタル化を推進するとともに、難聴地区の解消など災害時の情報伝達手段の整備・充実を図ります。

避難所・避難場所マップ



- 避難所 (23 か所) …災害の発生により被害を受けた等、家に戻れない方の一時滞在場所。
※併設の広場等 (校庭・グラウンド等) は避難場所となっています。
- 避難場所 (41 か所) …災害発生時に、一時的に避難して様子を見て情報を得る場所。

※災害時要援護者支援：高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、児童、傷病者、外国人など、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を必要とする人たちへの支援のこと。

※ハザードマップ：土砂災害、津波、洪水、火山活動などの自然現象に起因する災害の被害を予測し、危険度を示した地図のこと。

※緊急輸送道路：地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速道路、一般国道、これらを結ぶ幹線道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のこと。第1次～第3次まで設定されています。

2 交通安全

【現状と課題】

交通事故件数および交通事故死者数は、いずれも全国的に減少傾向にあります。高齢者関連事故や自転車関連事故の割合が年々高くなっています。

本市では、青梅警察署や青梅交通安全協会と連携し、春秋の交通安全運動や交通安全講習会、高齢者などを対象とした交通安全教室、小学3年生を対象とした自転車運転免許教室や各種キャンペーンを実施しています。

また、道路管理者などの関係機関と連携して交通安全施設の整備を進めています。

さらに、駅周辺の交通環境の改善のため自転車等駐車場の整備など、放置自転車の防止にも努めています。

こうした取組の結果、市内における交通事故死傷者数は減少傾向にあり、死亡者数は、平成22(2010)年は3人、平成23(2011)年は0人となっています。

今後は、高齢者や自転車の交通事故の割合が高いことを考慮し、意識の高揚や施設の整備など、交通安全対策全般の一層の強化を進めていく必要があります。

【基本方針】

交通事故の減少に向け、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「青梅市交通安全計画」にもとづき、青梅警察署や青梅交通安全協会などの関係機関と協力し、交通安全意識の向上や交通安全教育の充実、高齢者対策などを図ります。

また、交通安全施設の点検・改修など安全で円滑な交通環境の整備を推進します。



交通安全教室

【基本施策】

(1) 交通安全意識の高揚と交通安全知識の普及・啓発

青梅警察署や青梅交通安全協会など関係機関・団体との連携のもと、幼児から高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育、広報・啓発活動を推進し、市民の交通安全意識の高揚、交通安全知識の普及に努めます。

(2) 交通安全対策の充実

国道、都道の交通安全施設の整備充実や交通事故多発箇所の改善等を要請していくとともに、市道については、通学路や交通量の多い路線を中心に、路面表示等の交通安全施設の整備・充実を図ります。

交通事故にあった際の見舞金制度である交通災害共済制度(ちょこっと共済)への加入促進を図ります。

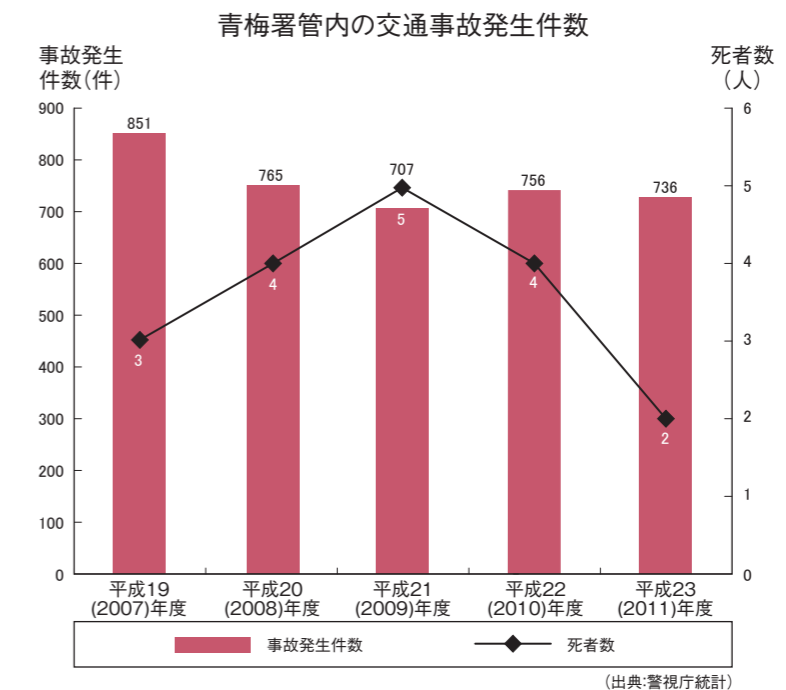
また、交通事故の防止と交通事故による被害の軽減を目的として、幼児・児童用自転車ヘルメットの購入を助成します。

交通安全知識の普及の場である交通公園については、施設の整備や適正な管理・運営に努めます。

(3) 放置自転車対策の推進

放置自転車防止に向けた啓発活動をはじめ、放置自転車禁止区域の設定など放置自転車の減少に向けた施策を推進します。

また、駅周辺での自転車等駐車場の整備を行うとともに、適正な管理・運営に努めます。



3 防犯・消費者保護

【現状と課題】

子どもが被害者となる凶悪犯罪の発生、犯罪の低年齢化、インターネットや電話を用いた犯罪など、多様化する犯罪からの安全性の確保が重視されています。

本市では、平成16(2004)年に「青梅市安全・安心まちづくり条例」、平成24(2012)年に「青梅市暴力団排除条例」を制定し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向け、青梅警察署や青梅防犯協会と連携し、防犯活動を進め、犯罪の未然防止に努めています。

平成23(2011)年に市内で発生した刑法犯は1,221件となっており、近年大きな社会問題になっている高齢者を狙った、いわゆる振り込め詐欺の被害が増加しています。

今後とも、犯罪のない安全・安心な社会づくりに向け、防犯意識の高揚や市民、学校、地域の連携を深め、地域ぐるみの防犯体制の強化を図る必要があります。

消費者保護については、市民ニーズの多様化や規制緩和、高度情報化、国際化など社会情勢が大きく変化する中、多種多様な商品や消費者のサービスの選択肢が増加する一方、消費者問題も複雑・高度化しています。

本市では、国や東京都の消費生活センター、西多摩地域の市町村の消費生活担当など関係機関との連携のもと、消費生活相談員による相談業務を実施しているほか、啓発リーフレットの配布、消費者月間や市民のくらし展などのイベント等を通じた消費生活情報の提供を行っています。

今後も、超高齢社会の到来に伴う高齢者の消費生活上のトラブルや高度情報化時代における電子商取引上の消費者トラブルの増加が予想されることから、消費者被害の未然防止のため、関係機関と連携しながら、市民への啓発活動や相談業務の充実、消費者団体への支援を図る必要があります。

また、東京都から市に権限移譲された家庭用品品質表示法等にもとづく立入検査等の実施体制の充実が必要となっています。

【基本方針】

犯罪のない明るい住みよいまちを目指して、青梅警察署や青梅防犯協会などの関係機関と連携し、犯罪を未然に防ぐ取組を進めるとともに、地域の自主防犯組織などへの活動支援や防犯体制の強化を推進します。

また、安心して消費生活ができるよう、特に高齢者向けの啓発活動の充実と消費者保護体制の強化を図ります。

【基本施策】

(1) 防犯体制の強化

青梅市安全・安心まちづくり推進協議会の審議結果等にもとづき、青梅警察署や青梅防犯協会など関係機関・団体と連携した広報・啓発活動をはじめ、メール配信サービス、防災行政無線を活用した情報提供、防犯パトロール等を推進し、市民と一体となった防犯体制の強化、市民の防犯意識の高揚を図ります。

地域での自主的なパトロール活動を支援するとともに、高齢者などを犯罪から守るため、地域ぐるみの見守り体制づくりに努めます。

児童・生徒を犯罪から守るため、防犯ブザーの貸与や、青梅こども110番の家、青色自主防犯パトロールカーなどの取組を進めます。

夜間の歩行や自転車通行の安全性確保と犯罪の未然防止のため、街路灯の点検・整備を進めます。

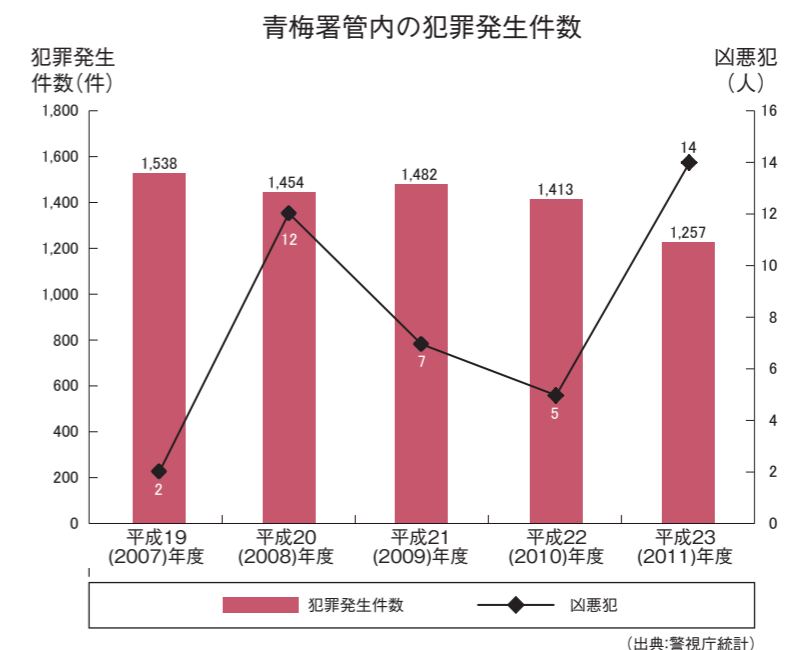
(2) 消費者意識高揚に向けた取組の強化

東京都消費生活総合センターなど関係機関との連携のもと、広報紙や消費生活パンフレット、消費者月間や市民のくらし展などのイベントを通じ、消費者教育・啓発、消費生活情報の提供に努め、消費者意識の高揚を図ります。

また、関係機関と連携し、消費生活用製品等の販売実態の調査や生活知識の啓発活動などに取り組みます。

(3) 消費者相談の充実

多様化する相談内容、トラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、東京都や近隣市町村と連携し、消費者相談体制の充実を図ります。



4 住宅

【現状と課題】

良好な住宅・住環境の確保は、人々の定住を促進する重要な要素です。

本市は、豊かな自然と歴史、伝統ある文化など優れた資源に恵まれ、また先端産業が立地する職住近接型の都市として発展してきました。

市営住宅の状況を見ると、平成24(2012)年3月末現在、27団地749戸(高齢者住宅を含む)を管理しており、世帯数に対する供給割合は1.41%で多摩26市の中で最大となっています。

しかし、市営住宅は昭和50年代以前に建てられた住宅が全体の6割を超え、老朽化が進行しているため、今後、維持管理費用の増大が見込まれます。

民間住宅については、旧耐震基準の住宅が多くあり、その住宅の安全性の確保が急務となっているほか、マンションにおいても耐震性の確保や適切な維持管理などの課題を抱えています。

また、少子高齢化などにより、平成20(2008)年住宅・土地統計調査では、本市の約10%が空き家と推計されており、有効活用されていない住宅への対策も必要となっています。

今後も、自然環境と調和した住環境の整備を進めるとともに、住宅の耐震化への支援など安全性の確保や、高齢化や生活様式の変化に対応した住宅政策など住宅・住環境に関わる様々な課題に対応していく必要があります。

【基本方針】

快適で安全な居住空間で、誰もが心豊かに生き生きと、自然と共に暮らす魅力あるまちづくりを目指し、総合的・計画的な住宅施策を進めます。

多様化する社会情勢の中で、定住人口の確保や誰もが安心して住み続けられるまちとなるよう、行政と事業者等が連携する体制を構築するとともに、空き家対策にも取り組みます。

また、地震による住宅の倒壊等を未然に防止するため、耐震化の促進を図ります。

市営住宅については、耐震化の推進と効率的な管理・運営に努めます。

【基本施策】

(1) 快適で安全な住環境の確保

安全・安心・快適な住環境の確保に向け、「青梅市住宅マスタープラン」にもとづき、少子高齢化や環境に配慮した、総合的・計画的な住宅施策・住環境整備を推進します。

市営住宅については、「青梅市営住宅長寿命化計画」にもとづき、計画的な整備・改修を図るとともに、適正な管理・運営に努めます。

民間住宅については、耐震化やバリアフリー化※の促進を図るとともに、空き家の実態調査を行い、適正な管理方法や有効活用の検討など快適で安心した生活ができる住まい・住環境づくりを進めます。

(2) 新たな住宅施策の推進

分譲マンションの適正な管理を推進する支援事業や、住宅関連事業者などと連携した仕組みにより、市場を通じた新たな住宅施策の検討・推進に取り組みます。

住宅所有関係別の主世帯数の推移

(単位：世帯)

	持ち家	公 営 の 借 家	公団・公社の借家	民営借家	給与住宅	所有関係不詳	主世帯数	持ち家率
昭和63(1988)年	23,060	680	1,230	7,630	550	820	33,970	67.9%
平成5(1993)年	24,790	1,740	650	8,940	2,540	1,950	40,610	61.0%
平成10(1998)年	28,330	870	880	13,340	1,050	900	45,370	62.4%
平成15(2003)年	31,790	770	1,200	12,590	840	460	47,650	66.7%
平成20(2008)年	35,680	1,020	720	12,260	530	2,050	52,260	68.3%

(出典：住宅・土地統計調査)

※バリアフリー化：活動の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くこと。

5 公園・緑地

【現状と課題】

公園や緑地は、屋外での休憩、運動などのレクリエーション空間、地域交流、自然とのふれあい、観光資源などの多様な市民ニーズに対応するとともに、震災時の避難場所や景観形成機能など、市民生活を支える重要な役割を担っています。

市内には、大規模な緑地から身近な公園まで様々な公園・緑地があり、平成23(2011)年現在、都市公園等は93か所、総面積は58.9haとなっています。

本市は、公園・緑地づくりの指針である「青梅市緑の基本計画」の一部見直しを平成21(2009)年に行い、永山北部丘陵などの緑地の保全を進めました。

また、平成22(2010)年には、「青梅の森」を里山として保全、整備、運営するための「青梅の森事業計画」を策定し、青梅の貴重な動植物が生息・生育できる環境の保全を進めるとともに、自然体験学習、レクリエーションの場としての活用を図っています。

今後は、老朽化した遊具の更新、計画的な維持管理など公園施設の長寿命化をはじめ、公園のバリアフリー化、避難場所に指定された公園の防災機能の向上を図る必要があります。

また、様々な形による市民参画のもと、「青梅の森」など本市の特性である緑豊かな環境の保全・活用を一層図る必要があります。

【基本方針】

生活の憩いの場、防災、観光資源などの多面性をもつ公園の機能確保や施設・設備の充実、崖線緑地や平地林の保全・整備を図ります。

また、「青梅の森」を中心とした緑地の保全・整備や公園施設の計画的な維持管理を推進します。

市民、事業者、行政など多様な主体による緑化の推進を図ります。

【基本施策】

(1) 公園・緑地の整備・管理

全ての市民にやさしい公園づくりを目指し、老朽化への対応やバリアフリー化、安全性の確保の視点を踏まえ、「青梅市公園施設長寿命化計画」にもとづき、定期的な点検を行いながら、釜の淵公園や吹上しょうぶ公園などの公園施設や緑地の計画的な改修・整備を進めます。

また、市民等の協力を得ながら、適切な施設の維持管理に努めます。

(2) 緑地の保全・緑化の推進

本計画の土地利用方針等に従い、「青梅市緑の基本計画」の見直しを行い、山・丘陵の緑のほか立川崖線や多摩川沿いの崖線緑地などを保全するとともに、緑あふれる快適な環境づくりに向けた緑地の整備・充実を図ります。

また、道路、学校、駅前広場等の公共公益施設の緑化を進めるとともに、生け垣設置補助事業など住宅や事業所等における緑化を促進するなど、市民・事業者と連携した全市的な緑化を推進します。

(3) 「青梅の森」の整備

「青梅の森事業計画」にもとづき、かつての里山の機能を復元し、貴重な野生動物が生息できる環境の保全に努めます。自然とふれあい、里山としての仕組みを体験・学習する場、散策やハイキングなどのレクリエーションの場としての活用など計画的な保全・整備に取り組むとともに、市民や企業等と協働した運営・管理体制の充実を図ります。



永山丘陵